

無駄にできない貴重な1票

21世紀カリフォルニア州投票計画



州務長官 KEVIN SHELLEY

myVote
COUNTS

www.myvotecounts.org

米国投票促進法案

(HAVA: Help America Vote Act)

無駄にできない貴重な1票:
21世紀カリフォルニア州投票計画

目次

エグゼクティブサマリ	1
序文	3
概要	6
第1節:第III編の要件遵守	9
第2節:要件助成金の分配	18
第3節:投票者教育、選挙管理人トレーニング、 および投票立会人トレーニング	19
第4節:投票システムのガイドラインおよび使用方法	22
第5節:HAVA助成金の管理	23
第6節:予算	24
第7節:取り組みレベルの維持	28
第8節:達成目標および達成測定	29
第9節:州選挙管理に関する苦情申出手続	30
第10節:第I編による支払の影響	31
第11節:HAVA州計画管理	32
第12節:州計画における前年度からの変更事項	33
第13節:州計画開発委員会	34
州計画委員会メンバー	37
巻末注	47



エグゼクティブサマリ

2003年9月

米国民主主義は重大な岐路に立っています。2000年11月のフロリダ州での経験は投票者の投票制度への信頼を失墜させました。2002年11月全米総選挙での投票率は残念ながら39.9%との予想が出されました。¹ (巻末注参照) つまり、今日、多数の市民は投票過程を無関係なものと感じていることになります。

投票制度への信頼感失墜と投票不参加という危機に対応するため、2002年10月、2002年米国投票促進法案(Help America Vote Act「HAVA」)が連邦議会を通過し大統領により署名されました。この連邦法は、投票機の近代化を含む、投票者の信頼回復と投票参加促進のためのカリフォルニア州の方法を借用して作られています。カリフォルニア州では、2002年3月の住民投票で可決された2002年Shelley-Hertzberg投票近代化公債法案、提案41でこの制度改善の努力を率先してきました。

しかし、カリフォルニア州でも、昨年11月の約36%というショッキングな低投票率からも顕著のように、独自の選挙危機を抱えています。州務長官といたしまして、投票制度が完全であることに対する信頼を回復し、豊富な情報を得た投票者による投票率増加を最優先と考えております。これらの目標に近づき、21世紀投票計画草案作成の支援を得るため、多様な州民をそれぞれ代表する24名の諮問委員会を指名しました。

同諮問委員会は、ロサンゼルス、サンディエゴ、サンフランシスコ、フレズノ、およびサクラメントの5ヶ所で公聴会を開きました。250名以上の州民が参加し、規模と多様性という点について州独自の特徴を考慮した、投票方法を使い易く安全にする方法や、HAVA条項の最良の導入方法について意見を聞くことができました。

2003年6月17日、予備計画を公表し一般の意見を得る機会を作り、その旨を通知しました。その後、検討と意見を求める新聞発表を行い、州務長官公式ウェブサイトで英語とスペイン語による予備計画を掲示し、また関心のある個人や団体にも予備計画を送付しました。予備計画は2003年7月17日まで公示され続けました。予備計画に関する意見書簡を53通受け取りました。

予備計画草案作成に当り、一般からの証言および諮問委員からのアドバイスは非常に役立ちました。最終計画の作成において、そのような証言やアドバイスを慎重に考慮し、また一般および諮問委員からの予備計画に対するその他の意見も配慮しました。最終計画にはそのようなアドバイスや意見が反映されています。

「無駄にできない貴重な1票」は、投票率増加のための前提条件である、投票者の信頼回復への包括的な道筋です。「無駄にできない貴重な1票」は、投票制度を公正化し、投票を容易に安全にするための継続的な課題の一貫としてHAVAをカリフォルニア州で如何に導入するかを詳細しています。有権者の誰もが、「無駄にできない貴重な1票」と言えるようになり、それが真実であると認識できなければなりません。同計画の要件:

- ◆ 投票機の近代化。パンチカード投票機の交換。
- ◆ 全投票所を身障者や英語以外の言語を話す人も利用できるようにすること。各投票所に最低1台のタッチスクリーン投票機を用意すること。
- ◆ カリフォルニア州の仮投票過程の向上。仮投票者は自分の票が受理されたかどうかを確認できるようにすること。
- ◆ 投票者に提供される情報の拡大。投票者が投票所およびその他の場所で詳細な情報を入手できるようにすること。
- ◆ 州全体の投票者登録データベースの向上。
- ◆ 投票過程に関する情報を有権者に提供する努力をさらに拡大すること。投票に関する情報を若年層を含む有権者に提供する努力をさらに強化すること。
- ◆ 選挙管理人および投票立会人の教育とトレーニングの強化。投票立会人を含む選挙管理人がさらに多くの教育とトレーニングを受けられるようにすること。
- ◆ 苦情申出手段の改善。現在の選挙法違反の疑惑に関する苦情申出手段を正式化し、利用し易くすること。同計画のための資金はHAVAおよび提案41で承認された資金を基にします。現時点では正確な導入費用を明確にすることは不可能です。連邦議会により今後数年間にいくばく予算が割り当てられるか、また最も費用効率的であると判定される導入方法によってこの費用が異なります。すべての支出は州および連邦レベルの厳しい監査手続の対象となります。

断固として「無駄にできない貴重な1票」がカリフォルニア州における投票の本質を定義する言葉になるよう努力します。

KEVIN SHELLEY
州務長官

序文

カリフォルニア州は、人口、経済活力、豊富な文化、人種、および言語の多様性において全米でも第1位として定義されています。何世代にわたって、この地は、自分達や子孫のためにより良い生活を求める冒険家、リスクを厭わない人々、夢を求める者などが世界中から当地の谷間、山々、海辺に訪れる魅力的な場所となってきました。そして多くの人にとって、州のモットーでもある「見つけた(Eureka)」がすべてを物語っています。もちろん、多数の人はカリフォルニアがチャンスの地であることを発見し、今でもそのことを発見し続けています。

州の選挙制度は当地の規模と多様性を反映しています。有権者人口は約21,588,461名を誇り²、カリフォルニア州は下院で53議席、選挙人団における10%以上の議席を確保しています。連邦選挙はカリフォルニア州の最高選挙管理人を務める州務長官の指導下で58郡によって実施されます。³人口密度が最も高いサンゼルス郡は有権者人口5,541,908名を持つ米国最大の投票管轄区であり、一方最も小さいアルパイン郡の有権者はわずか919名しかいません。⁴

カリフォルニア州でミスのない選挙を実施するという任務は膨大なことであり、同州の特徴を示す状況の多様性のため、また市民の政治過程参加機会を促進するための改革の多様性により、この任務は特に困難になっています。次の事項が課題として挙げられます。

選挙区数

カリフォルニア州には約2万5千の選挙区があります。便利な場所にあり、身障者が利用できるこれらの州総選挙投票所にスタッフを配備するには、訓練を受けた信頼できる投票立会人が10万名以上必要となります。能力のある投票立会人の募集とトレーニング、さらに適切な投票所の確保は選挙管理者にとって常に課題となっています。

選挙書類

州全土にわたる各連邦選挙について、州の投票方法、州全体の立候補者、資格のある政党などに関する情報を記載した「カリフォルニア州投票パンフレット」を登録有権者の在住する各家庭に送付しています。さらに、各投票者は、地域の選挙管理人からサンプルの投票用紙、地域の投票パンフレット、および他の情報を受け取ります。その他の選挙書類は選挙の公式ウェブサイトおよび投票所で入手できます。書類の準備と配布作業は膨大なものですが、また投票者にとっても書類に目を通すことは大変な仕事である場合があります。

投票用紙の複雑さ

カリフォルニアは投票用紙の複雑さにおいて有名です。多数にわたる投票法案、投票者に示される立候補者の人種数、カリフォルニア州選挙に参加可能な多くの政党数などのため、投票用紙が長くなることがよくあります。投票用紙の複雑さは投票率に直接影響し、投票への市民参加を奨励する尽力を複雑にしています。

何千もの異なる種類の投票用紙

州全域にわたる予備選挙で選挙管理人は、6万以上の異なる種類の選挙用紙を作成する必要があります。したがって、間違った投票用紙を投票者に提供する危険性が高くなっています。

地理

カリフォルニア州には全米で最も都会的な地域と最も人里離れた地域がいくつかあります。サンフランシスコのような人口過密地域は、モドック郡の広大な場所、トリニティ郡の森林、またサンバーナーディノ郡の砂漠地帯(地理的に全米最大の郡)とは似ているところが少ないです。この地理的多様性は選挙過程にも反映され、選挙管理人のみならず投票者にとっても課題となっています。

『有権者の誰もが、「無駄にできない貴重な1票」と言えるようになり、それが真実であると認識できるようにするため、選挙過程がより一層公正で、簡単で、安全になる継続的な方法として、HAVAはカリフォルニア州で導入可能であり、また導入の必要があり、将来導入されることとなります。』

– カリフォルニア州州務長官Kevin Shelley

投票システム

2002年12月24日現在、州内で19社による23の投票システムの使用が認定されています。これらには、光学スキャン、DRE/タッチスクリーン、およびパンチカードの3つの基本的な方法が含まれていました。郡は任意の認定システムを使用できるため、複数の郡にわたって多様性が広がり、郡内の投票所では1つのシステムを使用しているが、不在者投票の開票には別のシステムを使用しているということもよくあります。利用可能なシステムが多様であるため、投票立会人のトレーニングが複雑になり、投票者およびマスコミの教育も困難で、1つの郡から別の郡へ引越した投票者を混乱させることも度々生じます。

事前投票

選挙の29日前に郵便投票または様々な選挙事務所で本人が出向いて投票できる制度が開始される可能性があります。この事前投票は、選挙管理人が選挙準備に必要とする時間枠を短縮し、選挙運動戦略に直接的影響を与え、また投票者にとって投票時期の選択肢が増えることとなります。

政党

現在、カリフォルニア州には、予備選挙に参加資格のある政党が7党あります。カリフォルニア州の制限予備選挙は、各党に登録している投票者のために党専用の予備選挙投票用紙を準備しなければならないことを意味しています。政党に入党していない投票者は、法案および無所属の候補者のみを予備選挙で投票するか、または特定政党の指名過程に参加する投票用紙を要請するかを選択できます。

仮投票

1980年以来、カリフォルニア州法は、投票所で投票資格を即座に確認できない投票者に対し、仮投票を許可してきました。2002年総選挙では約20万

の仮投票が行われました。推定によると、最終的にその60%のみが投票を受理されました。仮投票は選挙当日後の異議の処理が可能となりますが、同時に投票立会人のトレーニングおよび仮投票過程についての投票者教育を強化する必要性を高め、また選挙結果の報告を遅らせる可能性があります。

郵便投票

本人が出向いて投票するのではなく、郵便で投票する投票者が増加しています。1962年の3%以下と比較すると、2002年11月の総選挙では27%以上の投票者が郵便で投票しました。「永久不在投票者」になることが許可されている最近の法律⁹は、永久的に自宅で投票することを選択する投票者が増えていることを意味しています。郵便投票は選挙管理人による選挙準備予定を早めたり、本人が出向いての投票の開票集計に使用されているものとは異なった開票集計システムが必要となるが多かったり、また郵便投票の多くが選挙当日後に開票されるため選挙結果の発表を遅らせることもあります。このような問題は、カリフォルニア州法で特別不在者投票の資格があり、選挙の60日前から投票用紙の要請を開始できる海外在住者や軍関係者に特に影響します。

多様な言語

全市民が選挙に参加可能なことを保証し、また連邦法に従うために、多様な言語による選挙書類の作成と、通訳を提供しています。たとえば、ロサンゼルス郡では英語、中国語、日本語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語の7ヶ国語で投票用紙、投票用紙サンプル、他の書類、および通訳が提供されています。地域の必要性に応じて、一部の管轄区では、他の言語による翻訳文書および通訳も提供しています。ミスのない選挙を実施する上でこれは課題を大きくしています。

しかし、課題にはチャンスも伴います。カリフォルニア州は、選挙制度の改革においてリーダーであり続けてきました。実際、2002年米国投票促進連邦法案(HAVA)⁶における条項の多くは、カリフォルニア州では既に法律、規制、または手続になっていました。例:

- ◆ 1975年に郵便登録を、1978年に要求に応じて郵便投票を開始
- ◆ 2000年に永久不在者投票を開始
- ◆ 切り目付きパンチカード投票機の交換のため一部資金を提供する目的の、2002年3月予備選挙の提案41を住民投票で可決
- ◆ Calvoterとして知られる州全体の投票者登録データベースを持つ
- ◆ 投票を投じる前に投票用紙の修正または交換を許可
- ◆ 1980年代より仮投票を開始
- ◆ 州全体にわたる選挙法違反の申立手続を採用し、無料ダイヤル番号、1-800-345-VOTEで申立可能
- ◆ 身障者および少数言語を話す地域社会からの市民も投票に参加できるように体制を強化

しかし、2002年11月の前回州選挙での投票率は37%未満であったため、さらに努力が必要です。投票者を投票に呼び戻すには、選挙システムが完全であるという信頼を回復することが不可欠です。正しく導入されたHAVAは、市民を選挙過程に再度結び付けようとするカリフォルニア州の努力の基盤となることができます。一方、選挙改革についての最近の公聴会で著名な解説者が指摘したように、HAVAがHurt America Vote Act (米国投票率減少法案)にならないようにしなければなりません。

もちろん、有権者の誰もが、「無駄にできない貴重な1票」と言えるようになり、それが真実であると認識できるようにするため、選挙過程がより一層公正で、簡単で、安全になる継続的な方法として、HAVAはカリフォルニア州で導入可能であり、また導入の必要があり、将来導入されることとなります。

正しく導入されたHAVAは、カリフォルニア州の選挙制度改革を推進し、下記が実現する日に1歩近づけます。

- ◆ 身障者および英語力が十分でない人を含む、すべての有権者が選挙当日またはそれ以前に自宅、ショッピングモール、他の公共の場で、個別に、安全に、独りで投票できる。
- ◆ すべての選挙管理人と投票立会人は、すべての有権者を敬意と礼儀を持って取り扱い、それらの有権者が簡単に安全に投票できるよう完全に訓練されている。
- ◆ すべての有権者は、簡単で正確な用語で、また理解できる言語で立候補者、法案、および投票過程について書面および口頭による情報を受け取る。
- ◆ 投票者は、投票時および投票後に自らの権利について情報の提供を受ける。
- ◆ 投票者登録がオンラインで利用できる。
- ◆ 投票機は使用が簡単で、投票者の意図を間違いなく捕らえ、報告する。
- ◆ 小さい時から投票過程に関する教育を受けた若年投票者は、投票者、投票立会人、および関心ある市民として選挙過程に取り組む。
- ◆ すべての有権者は、投票日に州内の任意の選挙区または他の適切な管轄区で正しい書式の投票用紙を投じることができる。
- ◆ 海外在住者および軍関係者は、どこにいても便利で安全に投票できる。
- ◆ 有権者は、投票日に投票所において投票または仮投票をせずに、追い返されることはない。
- ◆ 選挙前に登録していない人は投票日に登録できる。
- ◆ インターネットや電話での投票が安全で一般的になる。

正しく導入されるとHAVAはカリフォルニア州での改革を進める絶好の機会となります。この機会を捕らえ、HAVAを活用して、投票過程の完全さに対する信頼を回復するだけでなく、投票率の増加しましょう。「無駄にできない貴重な1票」が単なるスローガンに留まってはなりません。カリフォルニア州における投票の本質そのものを定義する文句にならないければなりません。

概要

カリフォルニア州計画はHAVAの第255(a)節に従い、州務長官Kevin Shelleyが指名した24名の多様なメンバーから構成されるカリフォルニア州諮問委員会(以下「委員会」)によって作成されました。カリフォルニア州計画諮問委員会メンバーの簡単な略歴は37ページに記載してあります。

委員会は、モンレーパーク(ロサンゼルス郡)、サンディエゴ、サンフランシスコ、フレズノ、およびサクラメントで公聴会を開きました。4千名近くの関心のある個人や団体に通知を送付し、Los Angeles Times、San Diego Union-Tribune、San Francisco Chronicle、Sacramento Bee、Fresno Bee、スペイン語紙La Opinionに通知の広告を出し、州務長官ウェブサイト⁷で7ヶ国語による通知を掲示し、また関心のある人に電話および電子メールで、公聴会を事前に宣伝しました。

公聴会の詳細および概要が筆記、ビデオ撮影、録音、および文書化されました。中国語(北京語と広東語)、日本語、韓国語、タガログ語、スペイン語、およびベトナム語の通訳が1人いました。1回以上の公聴会では、視聴覚障害者のために音声ヘッドセットも利用できました。すべての公聴会の進行はアメリカ手話で行われました。米国障害者法を遵守した施設ですべての公聴会を開催しました。

委員会のメンバーは、選挙改革およびHAVA導入について公聴会現場、郵便、ファクス、電子メール、または手渡しで250以上の口頭または文面での意見を受け取りました。(一般のメンバーはhava@ss.ca.gov宛てに電子メールを送ってアドバイスを提供することができました。)委員会メンバーは受け取った意見を検討しました。⁷その後、メンバーは2003年5月27日にサクラメントで会合し、HAVAの導入について話し合いました。その会合とその次の会合で、メンバーは州務長官に州計画の内容に関する推奨事項を提示しました。これらの推奨事項は予備計画草案作成に当り検討されました。

2003年6月17日、予備計画がサクラメントの州務長官事務所で閲覧可能になり、その旨の通知が発表されました。その後、フレズノ、ロサンジェルス、サンディエゴ、およびサンフランシスコにある州務長官地方事務所で閲覧可能になりました。2003年7月17日まで予備計画が一般公開され市民の意見を受け付けている旨の新聞発表を行いました。州務長官公式ウェブサイト(www.ss.ca.gov)において英語とスペイン語で予備計画が掲示されました。関心のある個人や団体に予備計画が送付されました。予備計画に関する意見は郵便、手渡し、ファクス、および電子メールで受け取りました。⁸意見はすべて検討されました。意見を基に予備計画を変更しました。よって、州務長官は連邦公報で45日間出版するためカリフォルニア州計画を提出します。

第254(a)節は州計画で13要素それぞれについての説明を含めることを義務付けています。以下のページに記載されているように、13要素のそれぞれはカリフォルニア州計画の「節」として論じられています。

第1節:第III編の要件遵守

第254(a)(1)節、72ページ⁹

第III編の要件を満たすため¹⁰、また第251(a)(2)節において該当する場合、選挙管理向上に向けた他の活動を実施するために、州が要件助成金を使用する方法。

第301節(96ページ)から始まる第III編は、「一定かつ非差別的な選挙技術および管理要件」を述べています。

以下にHAVAの第III編の要件と、この連邦法遵守のための要件助成金をカリフォルニア州で如何に使用するかについて概要してあります。第305節(124ページ)に従って第III編の要件を遵守する場合、その遵守方法の選択は州の判断に任されていることに注意してください。

A. 投票システムの規格

第301(a)節、96~102ページ

連邦法

HAVAは、2006年1月1日以降に連邦選挙で使用される投票システムはすべて以下の要件を完全に遵守することを義務付けています。

投票ミス

投票システムにおいて、投票前に個人的に独立して、投票者が選択済みの投票事項を確認でき、また新しい投票用紙との交換を含め、投票を変更または修正できなければなりません。

投票システムにおいて投票者が投票前に選択済み投票事項を確認できるようにするという要件は、紙の投票システムが新しいHAVAの要件に準拠することが不可能となるようには定義されていないことに注意してください。

投票者が過剰投票に気付いた場合の訂正

投票システムは、

- 過剰投票(許可されている人数より多くの立候補者に投票すること)したことを投票者に知らせる必要があります。
- 過剰投票の影響(その職務についての投票は受理されないこと)を投票者に知られる必要があります。
- 過剰投票が生じた場合に、投票を訂正する機会を投票者に与える必要があります。

紙による投票システムの要件遵守

不在者投票システムを含む、紙の投票システムは、以下のすべてを利用することによって上記要件を遵守できます。

- 過剰投票の影響を投票者に知らせる、投票システム特有の投票者教育プログラム
- 代わりに投票用紙入手方法を含む、投票前の投票用紙訂正方法についての説明
- 投票者の匿名性を維持するシステム設計

投票システムの監査要件(98~99ページ)

投票システムは、

- 監査可能な記録を作成する必要があります。再集計の目的のために公式記録として作成された記録用紙が利用できなければなりません。
- 手作業で監査できる永久的な記録用紙を作成する必要があります。
- 永久的な記録用紙が作成される前に投票者が自分のミスを訂正できなければなりません。

身障者が利用できること(99ページ)

投票システムは、視覚障害者を含む身障者が個人的に自立して、他の投票者と同じようにシステムを利用し、投票に参加できなければなりません。

最低1台のDRE投票機、または身障者用に装備された他の投票システムを各投票所に配置することによって、上記の要件を満たします。

2007年1月1日後に第II編の助成金で購入される投票システムはすべてこれらの要件に遵守していなければなりません。

他言語が利用可能なこと(99ページ)

投票システムは1965年投票権法第203節(42 U.S.C. § 1973aa-1a)の他言語が利用可能であることに関するすべての要件を満たす必要があります。

誤り率(100ページ)

投票システムは、HAVA制定時(2002年10月29日)に効力のある投票システム誤り率(投票者の行為による誤りでなくシステムエラーのみに起因する誤り)に関するFECガイドライン(第3.2.1節)に合致しなければなりません。

投票の定義(100ページ)

各州は、その州で使用される投票システムの分類ごとに、1票を構成するものは何であり、1票として数えられるものは何であるかを定義する一定で非差別的な基準を採用する必要があります。

HAVAに遵守した投票システム規格

州務長官によってその目的のために構成された諮問委員会を含む、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第III編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、カリフォルニア州は、遵守しない投票システムの交換を含む、規制、立法による投票システム認定・認定取消過程または別の方法により、HAVAに遵守します。投票過程の完全さを回復し、有権者の投票率を向上し、HAVAに遵守するため、最高選挙管理人としての州務長官¹⁾の指揮下において、前述の協議を参考に、部分的に、

- カリフォルニア州内の投票所での直接記録電子(DRE/タッチスクリーン)投票システムの使用、および順位投票法や累積投票法など代替となる投票方法と適合性のある郵便投票の開票集計に使用する光学スキャンシステムの使用を支援、促進、助長します。
- 州法および連邦法に準拠する新しいDRE投票システムを速やかに認定します。
- 州務長官に投票システムの認定・認定取消を推奨する現投票システムパネルによって、HAVAで義務付けられている通りに投票システム規格およびシステム監査要件を作成し、これらの規格に対する変更を管理する継続的な過程を設け、各投票システムに規格が均一に適用されていることを保証します。
- HAVAの第301(a)(1)(B)節の要件に適合するように投票者教育資料を作成し配布します。

- 州務長官によってその目的のために構成された諮問委員会の支援を得て、第301(a)(3)(B)節に従い最低1台のDRE/タッチスクリーン投票システムを各投票所に設置すること、さらに身障者本人が出向いて投票する場合は本人が利用可能な投票所に投票システムを配置することを含め、身障者が個人的に利用できるという要件の準拠を保証します。利用し易さを判定するために投票所をモニターすること、また身障者を含む全投票者の権利について選挙管理人、投票立会人、および投票者を教育することも、要件の準拠のための活動に含まれる必要があります。州務長官は、確立された過程によって、操作が困難で、身障者がミスを犯し易い、あるいは投票を同等に行えない、本人が出向いて投票する紙によるシステムについての認定取消を検討しなければなりません。州務長官は、長官自らその目的のために構成した諮問委員会を含む、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第301(a)(3)(B)節にも関わらず投票者本人が直々操作するすべての投票システムが利用可能であることを要求する(投票所ごとに1台のみのDRE投票システムを設置するという利用可能要件に準拠できる)期限を確立することを検討する必要があります。
- 1965年投票権法の要件に従い全投票システムで他言語を利用可能にすることを継続して保証します。州務長官は、確立された過程によって、操作が困難で、英語堪能でない投票者がミスを犯し易い、あるいは投票を同等に行えない、本人が出向いて投票する紙によるシステムについての認定取消を検討しなければなりません。
- 投票者が容易に理解できる方法で順位投票法や累積投票法など代替となる投票方法に対応できないシステムの認定取消や認定拒否を、確立された過程によって、検討します。

- ◆ 誤り率、信頼性、精度要因、身障者に対する利用し易さ、通訳翻訳の必要性、読み書きの支援、代替投票システムに対する対応能力などについて定期的に投票システムを評価します。情報の共有や向上のために地域の選挙管理人と協力します。
- ◆ 投票システムごとに、1票を構成するものは何であり、1票として数えられるものは何であるかを定義する一定で非差別的な定義を、規則や法規によって作成する必要があります。

B. 仮投票

第302節、102～104ページ

連邦法

第302(a)節(102ページ)は、2004年1月1日以降の連邦選挙において「仮投票」を認めることを義務付けています。HAVAでは、投票者名が公式の投票者名簿に記載されていない場合や選挙管理人により投票者が有権者でないことを主張する場合、投票者は以下に従って仮投票を行う権利を有します。

- ◆ 投票所の選挙管理人は仮投票ができることを投票者に通知する。
- ◆ 投票者は本人が管轄区において登録投票者であり、有権者であることを述べる確認書に署名する。
- ◆ 投票済み用紙または確認書の情報を確認のために直ちに適切な州または地域の選挙管理人に伝送する。
- ◆ 情報が確認されたら、投票は受理されなければならない。
- ◆ 投票時に、投票者は、他人による個人投票情報入手を制限し投票者本人以外が個人の投票状況を判定できないようにする無料アクセスシステム(安全な匿名性のある電話またはインターネットベースのシステムなど)についての情報を提供されなければならない。
- ◆ 州または地域の選挙管理人が無料アクセスシステムを設置する必要がある。

また、HAVAは、連邦または州の命令の結果として通常の投票終了後に投票した者は、普通の仮投票から区別する仮投票として投票することを義務付けています(第302(c)節、106ページ)。

HAVAに遵守した仮投票に関する要件

州務長官によってその目的のために構成された諮問委員会を含む、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第III編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、カリフォルニア州は、規制または立法過程、または別の方法により、仮投票の要件を含め、HAVAに遵守します。投票過程の完全さを回復し、有権者の投票率を向上し、HAVAに遵守するため、最高選挙管理人としての州務長官¹²の指揮下において、前述の協議を参考に、部分的に

- ◆ HAVAが義務付けている通りに、仮投票、および投票一般について一定の情報および手続を作成し、選挙管理人、投票立会人、および投票者が仮投票の権利および手続を完全に理解することを保証するよう手段を講じます。
- ◆ 身障者が可能な限り単独で仮投票過程に参加できるように仮投票システムを設計することを約束します。
- ◆ 法が許す範囲で、投票者が追加の身分証明文書を提供することなく、必要な情報を確認する文書に署名すれば、投票所で仮投票を行える手続を作成します。
- ◆ 法が許す範囲で、万一仮投票を求めるまたは投じる選挙区において投票できないと判明した場合、仮投票を獲得するために入手した情報が、将来の選挙で投票できる場合に、申請者を投票登録するのに十分である手続を作成します。
- ◆ カリフォルニア州選挙法第14310節、州法の他の適用される編で示されている確認手順に従っていることを前提に、仮投票を数える手続を作成します。
- ◆ 署名の変更、身体障害、または他の状況により署名を適切に確認できない場合、投票者確認のための署名比較ではない別の方法を検討します。

- HAVA第302(a)節で示されている署名による確認方法を遵守するため、カリフォルニア州選挙法第14310節、州法の他の適用される編を修正する法律の発起を検討します。
- 仮投票が間違った選挙区で投じられたり、投票者について間違った投票タイプを使用している場合でも、その者に投票資格がある立候補者および法案についてその者の仮投票を数えるよう、カリフォルニア州選挙法第14310(c)(4)節、または州法の他の適用される節を修正する法律の発起を検討します。
- 「仮投票」という名称をあまり軽蔑的でない用語に変更する法律の発起を検討します。
- 仮投票者が自身の票が数えられたかどうか、数えられなかった場合はその理由を安全で内密に調べられる無料アクセスシステムの作成または作成の監督を地域の選挙管理人と共に行うか、またはすべての仮投票者が自身の票が数えられたかどうか、数えられなかった場合はその理由を示す投票状況について通知を受ける方法を開発します。
- 裁判所命令に従って投票終了後に投じられた投票を仮投票とし、区別するという要件に遵守する方法を作成します。
- 選挙権法の第203節(42 U.S.C. § 1973aa-1a)に遵守することを保証します。

C. 投票者情報に関する要件

第302(b)節、104~106ページ

連邦法

第302(b)節(104~105ページ)は、2004年1月1日以降の連邦選挙において、選挙日に選挙管理人が、以下の事項を含む特定の投票情報を各投票所に掲示することを義務付けています。

- その選挙のサンプル投票用紙
- 選挙の日付および投票場所の時間
- 仮投票の方法を含む、投票方法の説明
- 郵便登録者および初めての投票者用の説明
- 仮投票を投じる権利と、選挙違反の疑いについて適切な管理人に連絡する方法を含む、一般的な投票権情報
- 不正行為および不実表示を禁止する一般的な法律情報

HAVAに遵守した投票情報表示に関する要件

州務長官によってその目的のために構成された諮問委員会を含む、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第III編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、カリフォルニア州は、規制または立法過程、または別の方法により、HAVAに遵守します。投票過程の完全さを回復し、有権者の投票率を向上し、HAVAに遵守するため、最高選挙管理人としての州務長官¹³の指揮下において、前述の協議を参考に、州は、妥当な言語による投票情報を作成し、投票所および他の適切な場所に掲示したり、また以下の権利など、特定の情報を含む、適切な地域社会に基づいた印刷物および他の出版物を印刷することを部分的に検討します。

- 汚れた投票用紙を交換できる権利
- 法により身分証明が義務付けられていないような状況において身分証明を見せなくても良い権利
- 特定の状況において他者の援助を受けられる権利
- 特定の状況において投票ブースに未成年の子供を同伴できる権利
- 郡内の任意の場所に不在者投票を提出できる権利
- 特定の状況において給料を損失することなく仕事を休める権利
- 特定の状況において仮投票を行い、その投票が数えられているかどうか、また数えられていない場合はその理由を調べられる権利
- デリケートな個人情報を不法アクセスや不正使用されないようにしてもらう権利

また、州は、地域の選挙管理人により投票所に掲示される情報が、HAVAにより掲示が義務付けられているすべての情報を含むこと、さらに身障者、翻訳が必要な人、および読み書き能力に制限のある人を含む、最大限の読者が投票所に掲示されるすべての情報を読めるようにすることを、部分的に保証します。

D. 州全域投票者登録データベースに関する要件

第303節、106~111ページ

連邦法

第303節(106ページ)は、最高選挙管理人としての州務長官が、2004年1月1日以降の連邦選挙において¹⁴、一定で非差別的な方法で、州内の全登録有権者の名前と登録情報を含み、かつ各登録者に唯意の識別番号を割り当てる、州レベルで定義、維持、および管理される州全域で単一共通であり公式的な中央集中対話型コンピュータ投票者登録名簿を導入すること義務付けています。コンピュータ名簿は、

- ◆ 連邦選挙の公式投票者登録名簿となる必要があります。
 - ◆ 公式名簿の保存および管理のための単一のシステムとしての役割を果たす必要があります。
 - ◆ 全登録投票者の名前と登録情報を含む必要があります。
 - ◆ 各投票者の唯意の識別番号(DL番号、SS番号の一部、または指定番号)を含む必要があります。
 - ◆ 他の州データベース(矯正局、保健局、車両局、州における他の社会福祉機関、および社会保障)と調整する必要があります。
 - ◆ 州内の選挙管理人が即座に電子的にアクセスできる必要があります。
 - ◆ 地域の選挙管理人がデータを速やかに電子入力できる必要があります。
 - ◆ 州によってサポートされる必要があります。
- 以下に従って、公式名簿を定期的に維持する必要があります。

- ◆ NVRA (42 U.S.C. § 1973gg, 第8節, (a)(4), (c)(2), (d)および(e)) に従って投票者名を削除する。
- ◆ 重罪状態についてはNVRA (42 U.S.C. § 1973gg, 6(a)(3)(B))、死亡については(6(a)(4)(A))、または州法に従って資格のない投票者名を削除する。
- ◆ すべての登録投票者名を名簿に表示する。
- ◆ 資格のない投票者名または登録していない投票者のみを削除する。
- ◆ 重複する名前は名簿から削除する。
- ◆ 投票しなかったという理由のみで登録者を削除してはならないが、通知に返答しない登録者および連邦任務についての総選挙で2回継続して投票していない登録者は公式有権者名簿から削除しなければならない場合を含め、有権者が間違っただけで削除されないよう、NVRA (42 U.S.C. § 1973gg, およびその次参照)に従って、資格のない投票者を削除するその他の合法的な努力をする。

HAVAに遵守した州全域データベースに関する要件

州務長官によってその目的のために構成された諮問委員会を含む、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第III編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、カリフォルニア州は、規制または立法過程、または別の方法により、HAVAに遵守します。投票過程の完全さを回復し、有権者の投票率を向上し、HAVAに遵守するため、最高選挙管理人としての州務長官¹⁵の指揮下において、前述の協議を参考に、州は、合法的にできる限り早期に、州で現在使用する州全域データベース(Calvoter)をHAVAに遵守するように修正するか、またはHAVAに遵守するように新しい州全域データベースを確立することを部分的に実行しますが、いずれの場合も、

- ◆ 州レベルで定義、維持、および管理される州全域で単一共通であり安全な公式的な中央集中対話型コンピュータ投票者登録データベースシステムを継続的に支援、向上する過程を開発、運用、および導入するものとします。
- ◆ 投票者の重罪状況記録と整合するよう州矯正局とインターフェイスするデータベースシステム、投票者の死亡記録と整合するよう州保健局とインターフェイスするデータベースシステム、自動車免許、カリフォルニア州身分証明カード、および社会保障番号情報を確認するため車両局とインターフェイスするデータベースシステム、さらに実用的である場合は身体障害、公的扶助、学生、および他の地域社会などに関係する他の適切なデータベースシステムを開発するものとします。
- ◆ 地域の選挙管理人が投票者登録情報を即座に入手できるデータベースシステムを開発するものとします。
- ◆ 視覚障害を持つ州職員および他者ができる限り簡単に正確に使用できるよう設計されたデータベースシステムを可能な範囲で開発するものとし、開発過程のできる限り早い時期に視覚障害を持つ個人でテストするものとします。

- ◆ 連邦選挙の正式投票者登録名簿としての役割を果たすデータベースシステムを開発するものとします。
- ◆ すべての州法および連邦法に従って明らかに選挙資格のない個人を削除し、同時に有権者が間違っ て登録名簿から削除されないようにするデータベースシステムを開発するものとします。
- ◆ 特に一見して投票者に投票資格がないように見える場合、できる限り慎重に正確に、一定の方法で投票者情報の確認に使用するデータベース内の個人情報の一貫性を確保することを保証するガイドラインおよび手続を作成するものとします。
- ◆ 州が有権者名簿から削除を検討している投票者への通知に関して、連邦および州の要件をすべて対応するガイドラインおよび手続を作成するものとします。
- ◆ 下記の手順を取り入れ、(1)投票者が登録名簿から有権者として削除される前に投票者情報の確認精度の必要性と、(2)連邦および州の通知要件に準拠することの重要性を強調した、州全域投票者登録データベースの保守担当者に対するトレーニングプログラムを作成するものとします。
- ◆ 登録状態変更や登録失敗、または有権者として個人をデータベースから抹消することが懸念中であることなどについて本人に通知し、情報の明確化や情報修正のための合理的な機会を本人に与えることができる包括的な機構に関する法律の発起を検討するものとします。
- ◆ 州全域のデータベースに関する技術サポートを継続的に地域の選挙管理人に提供するものとします。
- ◆ データベースおよびそこに含まれる情報が不正使用の対象とならないことを保証するものとします。
- ◆ 投票者登録データベースシステムおよびそのデータベースがインターフェイスするデータベース内において入手した投票者情報の守秘義務およびプライバシー保護に関する一定の防衛手段を講じるものとします。
- ◆ 選挙権法の第203節(42 U.S.C. § 1973aa-1a)に遵守することを保証するものとします。

E. 投票者登録情報の確認に関する要件

第303節、111~117ページ

連邦法

2004年1月1日または2006年1月1日¹⁶開始の第303(a)(5)節(111ページ)は、連邦選挙のための投票者登録申込に関する特定要件を義務付けています。

申込者が現在有効な運転免許書を持っている場合はその運転免許書番号を、また、有効な運転免許書を持たない場合は社会保障番号の終わり4桁を含めない限り、申込が受理または処理されることはありません。

しかし、現在有効な運転免許書番号または社会保障番号がない場合、州は唯意の識別番号を発行する必要があります。

州にコンピュータ名簿がある範囲において、この唯意の識別番号がコンピュータ名簿の目的のために申込者に割り当てられる番号であるものとします。

州は、申込者が提供する情報、つまり運転免許書番号または社会保障番号(終わり4桁)がHAVAの要件を満たすのに十分であるかを判定しなければなりません。

州務長官は車両局と協力契約を締結し、また車両局は社会保障庁長官と契約を締結して、投票者登録申込者が提供した情報の正確さを確認しなければなりません。特に確認する情報は下記の通りです。

- ◆ 申込者の氏名 — 名前または苗字
- ◆ 申込者の生年月日
- ◆ 申込者の社会保障番号
- ◆ 申込者が死亡していることをその記録が示しているかどうか

個人の安全または捜査の妨害など例外的な状況が存在することが判明した場合は、該当する情報の提供が必要であると解釈されてはなりません。

HAVAに遵守した投票者登録情報確認に関する要件

州務長官によってその目的のために構成された諮問委員会を含む、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第III編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、カリフォルニア州は、規制または立法過程、または別の方法により、HAVAに遵守します。投票過程の完全さを回復し、有権者の投票率を向上し、HAVAに遵守するため、最高選挙管理人としての州務長官¹⁷の指揮下において、前述の協議を参考に、州が連邦選挙に関する投票者登録情報の確認に対するHAVAの要件を遵守することを保証します。これらの要件を遵守するために、州務長官は、部分的に、

- ◆ カリフォルニア州車両局が発行する申込者の州身分証明カード番号が運転免許書番号の要件を満たすものと見なします。
- ◆ 法律の許す範囲内で、投票者登録申込の認められない者に書面で通知したり、ミスの修正や不足情報提供の機会を与えることを地域の選挙管理人に義務付ける手順および規則を確立します。
- ◆ 法律または他の方法で、投票者登録用紙を適正に記入する方法を地域の選挙管理人および投票者に説明します。

F. 特定の郵便登録投票者に関する特別要件

第303節、117~124ページ

連邦法

投票者が2003年1月1日以降に管轄区で投票するよう郵便で登録済みで、以前に州において連邦任務の選挙で投票していない、または管轄区において連邦任務の選挙で投票しておらず、かつその管轄区がHAVAに遵守した州全域投票者登録コンピュータ名簿のない州にある場合、州は、一定で非差別的な方法で、連邦選挙で投票する目的のために登録投票者に2004年1月1日(124ページ)から在住証明を義務付けるものとします。

投票者がこれらの条件を満たし、投票所で本人が出向いて投票する場合、その投票者は現在有効な写真付き身分証明書または名前と住所が記載されている下記のいずれかを適切な選挙管理人に提示する必要があります。

- ◆ 現在の電気ガス請求書
- ◆ 銀行明細書
- ◆ 政府発行の小切手
- ◆ 政府発行の給料支払小切手
- ◆ 公文書

投票者がこれらの条件を満たし、郵便で投票(不在者投票)する場合、実際に投票するためには、その投票者は現在有効な写真付き身分証明書または名前と住所が記載されている下記のいずれかを投票用紙に添えて適切な選挙管理人に提出する必要があります。

- ◆ 現在の電気ガス請求書
- ◆ 銀行明細書
- ◆ 政府発行の小切手
- ◆ 政府発行の給料支払小切手
- ◆ 公文書

これらの要件の対象となり、在住証明のない投票者が出向いて投票する場合は、仮投票となります。

これらの要件の対象となり、在住証明のない投票者が郵便投票(不在者投票)する場合は、その投票は仮投票として取り扱われます。

例外

第303 (b)(3)節、119ページ

以下の事項が1つでも該当する場合は、初めての投票者に在住証明の提供を必要とする要件は適用されません。

1. 投票者がNVRAの第6節(42 U.S.C. § 1973gg-4)に基づいて登録し、投票者登録の一部として現在有効な写真付き身分証明書または名前と住所が記載されている下記のいずれかを提出する場合
 - ◆ 現在の電気ガス請求書
 - ◆ 銀行明細書
 - ◆ 政府発行の小切手
 - ◆ 政府発行の給料支払小切手
 - ◆ 公文書

2. 投票者がNVRAの第6節(42 U.S.C. § 1973gg-4)に基づいて登録し、投票者登録(申込者の名前と生年月日を含む、州による情報確認の対象となる)の一部として運転免許書または少なくとも社会保障番号の終わり4桁を提出する場合
 3. 「単人および海外在住者の不在者投票法」(42 U.S.C. § 1973ff-1およびその次参照)に基づき不在者投票で投票する権利が投票者にある場合
 4. 「高齢者および障害者投票アクセス法」(42 U.S.C. § 1973ee-1)の第3(b)(2)(B)(ii)節に基づき本人が出向いて投票する以外の方法で投票する権利が投票者にある場合
 5. 連邦法に基づいて本人が出向いて投票する以外の方法で投票する権利が投票者にある場合
- ◆ 第303(b)(1)節で定められた特定基準に合致する人、つまり2003年1月1日以降に郵便登録した人、および以前にその管轄区で連邦任務のための選挙に投票したことの無い人¹⁹に限り、身分証明提示要件を適用します。
 - ◆ 登録者が投票管理人に郵送したことを示す消印のある投票者登録カードが選挙管理人によって受け取られたことを意味するよう、HAVA第303節のために「郵便登録」を定義します。
 - ◆ 委員会によるガイドライン公布の有無に関係なく、できる限り性急に、投票者、地域の選挙管理人、および投票立会人に対し、一定で非差別的な方法で、HAVAの要件を満たす身分証明の使用を許可する法律の条項、詳細に述べられているかのように参考としてこの条項で盛り込まれている説明を広く解釈して、第303(b)(2)(A)節で許可されている通りに有効な身分証明として使用できる身分証明の形態を明確にします。
 - ◆ 身分証明の不正申請の疑いを通報するホットラインの使用を含め、身分証明の申請をモニターします。
 - ◆ 選挙権法の第203節(42 U.S.C. § 1973aa-1a)に遵守することを保証します。

HAVAに遵守した特定郵便登録投票者に関する特別要件

州務長官によってその目的のために構成された諮問委員会を含む、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第II編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、カリフォルニア州は、規制または立法過程、または別の方法により、HAVAに遵守します。投票過程の完全さを回復し、有権者の投票率を向上し、HAVAに遵守するため、最高選挙管理人としての州務長官¹⁸の指揮下において、前述の協議を参考に、郵便登録した特定の投票者に関する特別要件についてHAVA要件を準拠します。これらの要件を導入するために、カリフォルニア州は、部分的に、

- ◆ 選挙管理人、投票立会人、および投票者が、身分証明提示要件の対象となるのはどの投票者であるかを明確に理解し、身分証明の提示要求、確認、取扱に関する方法を理解し、さらに適切な場合に仮投票権があることを個人に助言することを保証します。

G. 郵便登録用紙に関する要件

第303(b)(4)節、121～122ページ

連邦法

NVRAの第6節(42 U.S.C. § 1973gg-4)を基に作成される投票者登録用紙には、以下の事項が含まれていなければなりません。

- ◆ 米国民であり、選挙日以前に18歳になっていることを尋ねる質問
- ◆ 「これらの質問に1つでも「いいえ」と答えた場合、この用紙を完了しないでください」という文
- ◆ 初めて登録する投票者が用紙を郵便で提出する場合、投票時に他の在住証明が必要となることを避けるため、その他の情報(在住証明書類のコピー、運転免許書番号、または社会保障番号の一部)と一緒に提供する必要があることを申請者に知らせる文

申請者が「米国市民ですか?」という質問に答えなかった場合、登録局は、用紙の記入が完了していないことを申請者に通知し、申請者が時宜にかなって用紙の記入を完了できる機会を与える必要があります。

HAVAに準拠した郵便登録用紙に関する要件

州務長官によってその目的のために構成された諮問委員会を含む、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第III編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、カリフォルニア州は、規制または立法過程、または別の方法により、HAVAに遵守します。投票過程の完全さを回復し、有権者の投票率を向上し、HAVAに遵守するため、最高選挙管理人としての州務長官²⁰の指揮下において、前述の協議を参考に、HAVAの第303(b)(4)節に関する要件を遵守する一定で非差別的な手順を作成します。

H. 第III編遵守以外のための要件助成金の使用

第251(b)節(65～66ページ)は第III編に遵守するためだけの要件助成金の使用を許可していますが、第III編の要件を導入し、他の活動で支出した額が第252(c)節、68ページに基づいて州に適用される最低助成額に等しい額(その年度の要件助成金に充当される合計金額の0.5%)を超えないことを州が保証する場合、州は選挙管理を向上する他の活動のために要件助成金を使用することが可能となります。

第III編遵守以外のためのHAVAに遵守した要件助成金の使用

州務長官によってその目的のために構成された諮問委員会を含む、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第III編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、カリフォルニア州は、規制または立法過程、または別の方法により、HAVAに遵守します。投票過程の完全さを回復し、有権者の投票率を向上し、HAVAに遵守するため、最高選挙管理人としての州務長官²¹の指揮下において、前述の協議を参考に、第251(b)節(65～66ページ)に従って利用可能な助成金をカリフォルニア州の連邦任務についての選挙管理を向上するために如何に使用すべきかを決定します。

第2節:要件助成金の分配

第254(a)(2)節、72～73ページ

州内自治体の部門や団体に対する助成金受理の資格判定基準、および第8要素(節)で採用される達成目標および達成測定に準じて、助成金分配を受けた部門または団体の達成度を州がモニターする方法についての説明を含む、第1要素(節)に記載の活動遂行のため部門および他の団体に要件助成金を分配し、その分配をモニターする方法。

HAVAにより利用可能な要件助成金は、第251(b)(2)節、またはそれ以外にHAVAが許可するものを含め、前述の第1節で説明されている目的のために使用されなければなりません。

最高選挙管理人としての州務長官は、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第III編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、地方自治体および他の団体に助成金を分配し、その分配をモニターする手順を確立します。この件について支援を受け、助成金分配に関する助言および推奨を行うため、州務長官は、地域の選挙管理人、他の個人、および諸団体の代表者から構成される諮問委員会を指名します。諮問委員会の助言および推奨を考慮の上、州務長官は、

- ◆ 助成金を受けるための申請用紙および過程を含む、手順を確立するものとします。
- ◆ 助成金資格のある個人および団体の種類を識別することを含む、助成金分配基準を確立するものとします。

- ◆ 第II編および助成金申請に従って助成金が使用されていること、またそのプログラムが州務長官によって採用される達成目標および達成測定を満たしていることを保証するため、州務長官に定期報告および会計報告を必要とする、助成金使用のモニターのための特定の達成目標および達成測定を確立するものとします。
- ◆ 助成金の申請、達成目標および達成測定、および助成金分配手順に関するその他の情報を、一般的な記者会見、インターネット上での掲示、関心のある団体への通知、およびその他の適切な方法によって公表するものとします。

第3節:投票者教育、選挙管理人トレーニング、および投票立会人トレーニング

第254(a)(3)節、73ページ

第III編の要件を満たすため、州に役立つ投票者教育、選挙管理人教育とトレーニング、および投票立会人トレーニングのプログラムを州が提供する方法。

最高選挙管理人としての州務長官は、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第III編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、

1. 州務長官事務所においてアウトリーチおよび教育プログラムを確立し、地域の選挙管理人および投票者を教育し、以下を実行します。
 - ◆ 第IIIの目標および要件を満たすよう支援する。
 - ◆ 投票者教育を調整するための「情報センター」の役割を果たす。
 - ◆ 選挙管理人および投票者を教育するための地域社会、雇用主、およびキャンパスをベースとした団体や同様の団体と選挙管理人が協力することを奨励する。
 - ◆ 身障者を対象にした公告および身障者が入手可能な公告を含む、投票立会人募集および投票者教育に関する公益事業公告を作成し、公表する。
 - ◆ 投票過程への参加方法に関し、高齢者、身障者、外国語を話す人、および読み書き能力が不足の人に適切な書類を作成、配布、および配布手配を行う。
 - ◆ 身障者が利用できることを保証する手段を講じて、投票過程に関するウェブサイト、およびウェブサイトのテンプレートを製作、掲示、配布する。
- ◆ 選挙に参加することの重要性と選挙過程への参加方法に関して、若年投票者および投票年齢に達していない若者を対象にする。
 - ◆ 投票に関する手続について、刑務所から出所または仮出所中の元重罪犯を含む、選挙資格のある全市民を教育する。
 - ◆ カリフォルニア州車両局を含む、連邦、州、および地方自治体の機関と協力して、投票者登録および投票者の参加を助長する手続を合理化する。
 - ◆ 投票登録または投票にミスがあった人にその旨を知らせ、ミスを訂正できるようにする手続を作成する。
 - ◆ アウトリーチおよび教育目的のため私的寄付を求める。
 - ◆ 投票者を混乱させる投票所の変更を最小限に抑える方法を模索する。
 - ◆ 選挙日登録、週末投票、および選挙休日投票を含む、選挙過程への参加機会を促進できる提案を模索する。
 - ◆ 事前投票および近所の投票センターの採用を進めることを検討する。
 - ◆ 選挙過程に関する選挙管理人および投票者教育について適切なその他すべての行動をとる。

2. 助成金の分配過程を通して、投票者教育、選挙管理人教育とトレーニング、および投票立会人トレーニングを支援するために、地域社会、雇用主、およびキャンパスをベースとした団体や同様の団体を含む、郡選挙管理人およびその他の団体に助成金を提供します。
3. 地域の選挙管理人と協力して、選挙管理人および投票立会人の教育、トレーニング、および認定を提供する「選挙学校」または同様の教育機関の設立を検討します。
4. 地域の選挙管理人と協力して、2ヶ国語に堪能な選挙立会人および身障者の選挙立会人を含め、最も広範囲の人が利用可能なセミナーであることを保証する、選挙管理人および投票立会人の教育、トレーニング、および認定を行うオンラインの対話型トレーニングセミナーの設立を検討します。
5. 地域の選挙管理人や、地域社会、雇用主、およびキャンパスをベースとした団体と協力して、適切な言語で、選挙管理人および投票立会人のトレーニングや、高齢者、身障者、読み書き能力不足の者、および外国語を使用する者を対象とする投票者ガイドを含むがこれらに限定されない、選挙過程への参加方法について投票者教育を行う印刷物、ウェブサイト、ウェブサイトのテンプレート、DVDまたは他の適切な媒体でのビデオの制作および配布を検討します。
6. 現在使用中のフリーダイヤル電話番号および州務長官ウェブサイトの向上を検討して、選挙過程への参加方法に関するその他の情報を市民に提供し、身障者および通訳・翻訳の必要な人がフリーダイヤル電話番号およびそのウェブサイトを簡単に利用できるような十分な職員と資源があることを保証します。
7. アウトリーチと教育目的で分配される助成金に含まれる他の選挙手続および投票機に関して投票立会人のトレーニングと教育を行う、地域社会、雇用主、およびキャンパスをベースとした団体や同様の団体のプログラムを確立するために地域の選挙管理人と協力します。これらの助成金資格基準には、投票者トレーニングと教育、および投票立会人募集活動における専門知識が含まれるものとします。
8. 外国語に堪能な投票立会人および身障者の投票立会人の識別と募集を含む、トレーニングと教育活動を支援するため、個人および団体が助成金を申請する手続および基準を確立します。これらの助成金資格基準には、投票者トレーニングと教育、および投票立会人募集活動における専門知識と経験が含まれるものとします。また、助成金プログラムには、そのプログラムの効果の評価方法を含める必要があります。
9. 投票所、インターネット、および他の場所に掲示するために、選挙過程および選挙参加方法に関する有用な情報を含む、文書、資料などを適切な言語で作成します。州務長官は、これらの文書や資料が身障者、読み書き能力不足の者、および外国語を使用する者を含め最も広範囲の人が利用可能であることを保証するものとします。
10. 投票立会人に行うトレーニングでは少なくとも以下の話題がカバーされることを保証します。
 - ◆ 投票システムおよび技術の適正な操作と保守
 - ◆ 仮投票権、仮投票の正しい取扱と集計、および仮投票者が自身の投票が集計されたかどうか、されなかった場合の理由を調べる方法
 - ◆ HAVAに基づく特定の郵便登録投票者の非差別的な身分証明申請に関する要件

- ◆ 精神障害を含む、身障者が独立して個人的で選挙過程に完全に参加できるための身障者の識別と支援
 - ◆ 投票所で外国語の支援を受けられる1965年選挙権法、第203節に記載されている管轄区における外国語投票者の権利
11. 少なくとも以下の話題がカバーされるよう、前述の活動と関係して実施される投票者教育を奨励します。
- ◆ 投票登録方法に関する情報
 - ◆ 投票者が投票所の場所と時間を調べる方法に関する情報
 - ◆ 不在者投票および事前投票など、選挙日の投票に代かわる投票方法に関する情報
 - ◆ 投票システムおよび技術の適正な操作
 - ◆ 仮投票権、および仮投票者が自身の投票が集計されたかどうか、されなかった場合の理由を調べる方法
 - ◆ 投票所で外国語の支援を受けられる1965年選挙権法、第203節に記載されている管轄区における外国語投票者の権利
 - ◆ この州計画に記載の苦情申出手続およびフリーダイヤル番号の存在
12. College Guide (大学用ガイド)、Voter Registration Week's Education Day (投票者登録週間の教育デー)、Vote America (米国投票促進)、C.I.V.I.C.S.プログラム、Shake the State (州を揺さぶれ)ウェブサイト、Student/Parents Mock Elections (親と子の擬似選挙)などを含むがこれらに限定されない、州務長官の現存するアウトリーチプログラムを評価するため、身障者を含む、多様なメンバーから成る諮問委員会を編成します。諮問委員会は、若年層の投票登録および選挙への参加奨励についてこれらのプログラムの有効性を判定するものとします。また、既存プログラムへの修正を示唆し、新しいプログラムの必要性を明確にします。州務長官は、効果的な既存プログラムをさらに強化し、18~24歳の投票者の低投票率を解決するのに最も効果的であるプログラムを確立するために、十分な資源を投入します。

第4節:投票システムのガイドラインおよび使用方法

第254(a)(4)節、73ページ

第301節の要件に準拠する投票システムのガイドラインおよび使用方法を州が採用する方法。

既存の州法に基づき、州務長官は、投票システムパネルを介して投票システムと投票機、およびその使用手順を認定します。また、州務長官は、投票システムと投票機、およびその使用手順の認定を取り消します。認定されていない投票システムを選挙で使用することはできません。

州務長官は、既存の手順を介して、第II編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、すべての投票システムおよび使用手順が第301節および他のHAVA条項の要件に遵守することを保証するため、投票システムおよび使用手順の認定および認定取消を行います。

第5節:HAVA助成金の管理

第254(a)(5)節、73ページ

助成金の管理に関する情報を含む、このパートに基づく州の活動を管理する目的のため、第(b)節に記載の助成金を州が確立する方法。

州務長官は、連邦委託金の管理手順を含む、法令によって確立された連邦委託金内に3つの個別の選挙基金を行政上確立しています。連邦委託金内の各個別口座は、第I編第101節、第I編第102節、および第II編の基金の格納庫の役割を持ちます。

州務長官の財政、会計、予算を管理する局には、州務長官の指揮において、この基金管理についての全体的責任があります。

基金管理は、財務管理に関する連邦法および州法の要件をすべて遵守します。

第6節:予算

第254(a)(6)節、73～74ページ

以下についての特定情報を含む、活動費用および利用可能となる助成金額の最良の推定に基づく、このパート(第II編サブタイトルD、パート1)に従った活動の州予算案。

- ◆ 第II編の要件を満たすために実行の必要がある活動の費用
- ◆ その要件を満たすための活動に使用される要件助成金の一部
- ◆ その他の活動に使用される要件助成金の一部

利用可能な助成金額が決定され、委員会が發布する任意のガイドライン(第III編サブタイトルB、125ページおよびその次参照)が考慮され、実際の導入費用が確定するまでは、予算に関する問題を解決することはできません。助成金額が決定され、ガイドラインが發布され、導入費用が確定したら、地域の選挙管理人、他の役人、関心のある個人と団体と協力して、州務長官によって詳細な予算が構成されます。しかし、予算が左右される特定の要素と要因は下記の通りです。

予算案

カリフォルニア州の最高選挙管理人としての州務長官は、第253(e)節の記載通りに、第II編の第251(b)(2)(A)節および(B)節の割当において認められる助成金を除き、助成金について受け取る利子を含むすべての助成金が第III編要件実現のために使用されることを保証するための方針および手順を採用します。

州務長官は、第III編における各要件に対する「努力の維持」レベルを確認し、既に助成金が提供されている活動に取って代わるためにHAVA助成金を使用することはありません。

州は、投票機の近代化についての資金を調達するために2億ドルの一般保証債を許可しました。郡はこの資金を使用して、利用可能な投票機を購入し、設置できます。これらの資金は第253(b)(5)節の見合い基金要件を満たします。

第III編に従って受け取る助成金は、訴訟または判決の支払のために使用されることはありません。

カリフォルニア州の最高選挙管理人としての州務長官は、第253(e)節の定義通りに、法案の第254(b)節に記載されている選挙基金を管理します。

第III編に関係する特別予算の構成要素

選挙基金を管理する州務長官は、以下の第III編の特定要件に対し基金を提供します。

投票システムの規格

州務長官は、第301節の要件を満たすために助成金を割り当てます。これは、州務長官が作成する割当基準に従って、地域の管理者に助成金が割り当てられることを意味する場合があります。

これらの要件を満たすのに必要な助成金額は、研究および分析で判定される必要があるいくつかの不定要素によって変化します。

一例として、投票システム費用は相当変動することがあります。これは選択する技術(DREか光学スキャンか、選挙区ベースのシステムか中央システムかなど)によって変動し、この選択は地域の選挙管理人に委ねられます。さらに、費用は、これらのシステムの機能要件、および投票所ごとにDREを1台購入するか、またはすべての投票機をDREに変換するかという地域の決断によって左右されます。3つ目の例として、新しい投票機を装備する必要のある投票所数は、地域の選挙管理人と連絡するまでは、正確には分かりません。

既存の投票機の改造を必要とする連邦規格または州規格を採用する場合は、この目的のためにも資金が必要となることがあります。

州務長官は、第301(a)(3)節の要件を満たすために、各投票所に少なくとも1台の利用可能な投票システムのための助成金をどの管轄区が必要とするか、または要請するかを判定する手順を確立しなければなりません。カリフォルニア州には約2万5,000の選挙区があります。

州務長官は、すべての投票機が、(1)投票者が投票用紙を投じる前に用紙を確認し訂正できるようにする、(2)投票者が投票用紙を投じる前に過剰投票の事実と影響について知らされ、過剰投票の訂正機会が与えられる、(3)手作業で監査可能なよう永久的な紙の記録が作成される、(4)投票システムにおいて投票を投じることに一定の定義を提供する、(5)身障者が利用可能であることを保証する、(6)1965年投票権法で義務付けられ、改正されているように外国語を話す者が利用可能であることを保証する、および(7)連邦選挙委員会が採用する「誤り率」ガイドラインに準拠することを含むがこれらに限定されない、第301節の条項を満たしていることを保証する必要があります。

この構成要素の費用は、予め4,260万ドルから7,000万ドルの間であると推定されますが、実際の費用はこの金額を前後することがあります。いずれの場合も、この構成要素は助成金割当における優先事項となります。

仮投票

カリフォルニア州法は、一般に第302節の要件を遵守する仮投票の手続を明確に示しています。しかし、州務長官は、HAVAが義務付けるすべての公知を作成し、各投票所に掲示されることを保証する資金を選挙基金から支払います。さらに、州務長官は、地域の選挙管理人と協力して、仮投票が数えられたか、また数えられていない場合はその理由を投票者が調べられる「無料アクセス」システム(または複数のシステム)を定義します。または、州は積極的に対応し、仮投票者に仮投票の状態、さらにその投票が数えられなかった場合はその理由を知らせる場合があります。この「無料アクセス」システムまたは積極的なプログラムに必要な資金は、システム設計(インターネット、電話など)、システムの運用および管理者(単一の州システムまたは58つの地域システム)、および投票者からの必要な情報に対する問い合わせ数または仮投票者が提供する通知数によって変わります。

この構成要素の費用は、予め100万ドルから300万ドルの間であると推定されますが、実際の費用は継続的な費用と共に、この金額を前後することがあります。

投票情報

HAVAは特定の情報を投票所で投票者に提供することを義務付けています。この情報には、投票用紙サンプル、投票の日付と時間、投票方法、仮投票の投票方法、初めての登録者が投票のために必要な身分証明書を提供する手続、投票者権利の一覧、および投票者のための他の法律および保護に関する一般情報が含まれる必要があります。

州務長官は、必要な書類が作成され、すべての投票所で配布、提供されることを保証します。

この構成要素の費用は、予め10万ドルから30万ドルの間であると推定されますが、実際の費用はこの金額を前後することがあります。

州全域のデータベース

州務長官は、州レベルで定義、維持、および管理される単一共通であり公式的な中央集中対話型の登録投票者データベースを開発する必要があります。データベースは連邦選挙の公式投票者名簿となります。

州法に準拠するために、このシステムの開発には、州全域のデータベースに関する機能要件を判定するための実用可能性研究および分析が恐らく必要です。この分析はこの要件に対して割り当てる助成金額を割り出します。

この分析には、第303(a)(1)(A)(v)節で義務付けられている「即座に電子アクセス」を選挙管理人に提供することに関連する費用および問題を判定することが含まれます。

また、この分析は、他の州機関がHAVAの要件を満たすための見込み費用に関する情報を提供します。これには、(1)運転免許書番号と社会保障番号の確認を容易にする車両局との接続の確立、(2)重罪の状況を調べるための矯正局との接続の確立、および(3)死者に関する情報入手のための保健局との接続の確立が含まれますが、これらに限定されません。

さらに、一度システムが定義されたら、州務長官は、第303(a)(1)(A)節、第303(a)(1)(A)(vii)節、および第303(a)(3)節を含む、HAVAの適切な節に準拠するため、継続的な保守、サポート、セキュリティ要件、およびこれらの要件と関連する費用を判定します。

この州全域データベースの費用は、予め800万ドルから4,000万ドルの間であると推定されますが、実際の費用は相当な継続的費用と共に、この金額を前後することがあります。

郵便登録投票者に関する要件

州務長官は、第303(b)節の要件を一律に導入する手順を開発します。

この構成要素の費用は、予め10万ドルから30万ドルの間であると推定されますが、実際の費用はこの金額を前後することがあります。

投票者教育

第254(a)節は、第III編の要件を満たすのに役立つよう第II編基金を投票者教育に使用する方法についての説明を州計画に含めることを義務付けています。HAVAにより要求される変更および新しい手続は一生の中で最も重大な変更を示しており、これらの変更を投票者に伝えることは選挙制度改革の成功にとって不可欠です。

州務長官は、投票者登録、投票、新しい投票機、投票権、および他の適切な話題の教育に相当な助成金を割り当てます。

これらの助成金は、外国語を使用する地域社会および身障者社会において教育的な取り組みを提供します。州務長官は、投票者としての道を歩き始める際に若年投票者に情報を提供し教育するよう特別にな努力します。

州務長官が費やす費用に加えて、教育の目的で選挙管理人、個人、団体、およびその他に助成金を割り当てることがあります。助成金の割当は州務長官が確立する基準に従います。

アウトリーチ方法には、印刷物、ラジオやテレビでの発表、郵便、ニュースレター、各家庭の戸別訪問、地域社会においてグループを組織しその地域社会に浸透するためにグループのネットワークを利用すること、または対象となる聴衆に効果的に達するための他の手段が含まれることがあります。

この構成要素の費用は、予め1,500万ドルから4,500万ドルの間であると推定されますが、実際の費用はこの金額を前後することがあります。

選挙管理人教育

第254(a)節は、第II編基金を選挙管理人教育に使用する方法についての説明を州計画に含めることを

義務付けています。選挙管理人はHAVA改革の管理者であり、その専門知識および継続的な教育は選挙の成功に不可欠です。

州務長官は、未来の選挙管理人をトレーニングし、現在の選挙管理人を継続的にトレーニングするために選挙学校についての計画を作成します。選挙学校に必要な資金は、カリキュラムおよびプログラムの計画によります。

この構成要素の費用は、予め1,500万ドルから4,500万ドルの間であると推定されますが、実際の費用は継続的な費用と共に、この金額を前後することがあります。

投票立会人教育

第254(a)節は、第II編助成金を投票立会人教育に使用する方法についての説明を州計画に含めることを義務付けています。投票立会人は選挙の最前線に立っています。

州務長官は、投票立会人トレーニングプログラムにおいて地域の選挙管理人を支援する資金を拡大し、割り当てます。これらのプログラムには、中でも、投票機の正しい操作方法についての説明、適応する連邦法および州法、外国語を使用する投票者および身障者についての特別の必要性、初めて郵便登録する投票者についてのHAVA手順に従った仮投票、および投票者の権利が含まれます。

この構成要素の費用は、予め1,500万ドルから4,500万ドルの間であると推定されますが、実際の費用は継続的な費用と共に、この金額を前後することがあります。

その他の活動に使用される要件助成金の一部

苦情申出手続

第IV編、第402節、126~128ページ

州務長官は、第402節の要件を満たすための苦情申出手続を確立しています。この手続の管理に必要な資金は、受け取って処理する苦情の種類および数によります。この手続の管理資金の出処は、恐らく要件助成金からです。

この構成要素の費用は、予め10万ドルから30万ドルの間であると推定されますが、実際の費用は継続的な費用と共に、この金額を前後することがあります。

軍人および海外在住市民の投票権

第VI編、第702節、145～146ページ

HAWAIIは「軍人および海外在住者の不在者投票法」の第102節(42 U.S.C. §1973ff-1)を修正し、不在の軍人および海外在住の投票者が使用する、連邦選挙に関する投票者登録手続および不在者投票手続についての情報提供を専門とする単一のオフィスを各州が指定する必要があることを追加しています。連邦任務の定期一般選挙の後に報告が要求されています。

この構成要素の費用は、予め10万ドルから30万ドルの間であると推定されますが、実際の費用はこの金額を前後することがあります。

活動に使用する費用と割合のまとめ

2003財務年度²²のカリフォルニア州への推定要件助成金9,710万ドルに基づく、最善の推定配分を下表にまとめてあります。*

HAWAIIによる指令	推定費用	助成金の割合*
投票システムの規格 — 第III編、第301(a)節	4,260万～7,000万ドル	43.87%
仮投票 — 第III編、第302(a)節	100万～300万ドル	1.03%
投票者のための情報揭示 — 第III編、第302(b)節	10万～30万ドル	0.0%
州全域データベース — 第III編、第303(a)節	800万～4,000万ドル	8.24%
投票者登録情報の確認 — 第III編、第303(a)(5)節	10万～30万ドル	0.0%
郵便登録の特定投票者に関する要件 — 第III編、第303(b)節	10万～30万ドル	0.0%
郵便登録用紙に関する要件 — 第III編、第303(b)(4)節	0ドル	0%
投票者教育 — 第III編	1,500万～4,500万ドル	15.45%
選挙管理人教育 — 第III編	1,500万～4,500万ドル	15.45%
投票立会人教育 — 第III編	1,500万～4,500万ドル	15.45%
苦情申出手続(他の活動) — 第IV編、第402節	10万～30万ドル	0.0%
軍人および海外在住市民の投票権(他の活動) — 第VI編、第702節	10万～30万ドル	0.0%
合計	97,10万～\$249,50万ドル	9,710万ドルの100%

*継続的な費用は含まれておらず、表示の費用および割合は前述の不定要素によって変わることがあることに注意してください。現時点では不明の、予期される変化は、詳細するかのようにこの計画に含められていると見なされます。また、上記の「助成金の割合」は、最終的に決定される真実の費用ではない最低の「推定費用」であることに注意してください。

第7節:取り組みレベルの維持

第254(a)(7)節、74ページ

要件助成金を使用するに当たり、州が、助成金提供を受ける活動に対する州の支出を、2000年11月より前の財務年度末に州が維持していた以上の支出レベルで維持する方法。

州務長官は、州の予算編成および要件助成金の分配を通して、助成金提供を受ける活動に対する州の支出が、1999～2000年度に州が維持していた以上の支出レベルを維持することを保証します。

第8節:達成目標および達成測定

第254(a)(8)節、74ページ

計画の各構成要素を実現するための予定表、達成度の測定基準についての説明、その基準の作成過程、各達成目標の実現確認に責任を持つ管理者についての説明を含めた、計画を実施する州内の地方自治体諸機関の成功を判定するために州が使用する達成目標および達成測定を採用する方法。

最高選挙管理人としての州務長官は、地域の選挙管理人および他の関係者と協議し、第III編サブタイトルBに従って委員会が採用する任意のガイドラインを検討した後、

- HAVA助成金を受けるすべてのプログラムおよび取り組みの有効性を判断するために、予定表、基準の説明、基準作成過程、責任のある管理者の選別と共に、達成目標および達成測定を作成するものとします。
- 地域の選挙管理人、および関心のある個人と団体と協議して、HAVAの目標および各条件の達成について州、地方自治体の機関、および他の団体の目標達成度をモニターするものとします。

第9節:州選挙管理に関する苦情申出手続

第254(a)(9)節、74ページ

第402節で施行中の一定で非差別的な州選挙管理の苦情申出手続についての説明。

第402節(126~128ページ)は、以下の項目を満たす州選挙管理苦情申出手続を州が確立維持するよう義務付けています。

- 一定で非差別的であること。
- 第III編の条項に違反があると思う者が苦情を申し出られること。
- 申出は書面で行い、公証してもらう必要があること。
- 複数の苦情を1つにまとめることができること。
- 申出者が要請する場合は、記録される意見審理があることを必要とすること。
- 第III編の違反があると州が判定した場合は適切な救済手段を提供する必要があること。
- 違反がない場合は、苦情は却下され、その結果が公表されること。
- 申出者が判定期間がさらに長期で良いと同意しない限り、苦情申出日から90日以内に最終判定を出す必要があること。
- 州が上記の期限90日を守れない場合は、苦情解決の代わりとなる紛争救済手段を60日以内に提供すること。

現行手続では、誰でも最高選挙管理人としての州務長官に、選挙法および選挙手続の違反があったり、違反が行われていたり、違反されようとしていることに苦情を申し出ることができます。この目的のためにフリーダイヤル電話番号があり、広く普及しています。苦情は書面で州務長官に提出することもできます。信頼性のある疑惑はすべて、地域の選挙管理人および他の州役人と共に、州務長官事務所の1つ以上の部署によって調査されます。

州務長官は、地域の選挙管理人および関心のある個人と団体と協議した後、HAVAの第402節に準拠する一定で非差別的な州選挙管理苦情申出手続を確立しました。手続は、個人にHAVA第III編の導入について苦情を申し出る有意義で迅速な手段を提供し、違反が生じた場合には適切な救済手段を提供します。手続は、外国語を使用する投票者や身障者が投票し易くするための必要性についても取り扱っています。

施行中の苦情申出手続は、カリフォルニア州在住者が、第III編の違反があったり、違反が行われていたり、違反されようとしていることについて州務長官に書面で苦情を申し出ることを許可しています。HAVAに従い、苦情申出は公証してもらう必要があります。(公証人の宣誓後に申出者は申出書に署名しなければなりません。)苦情は、州務長官による規定用紙または特定要件を満たす他の用紙を使用して申し出ることができます。州務長官規定の用紙は適切な言語に翻訳されていることが義務付けられています。州務長官は諮問委員会の支援を求めて、身障者が利用可能な苦情申出手続を作成します。苦情は任意の州務長官事務所に本人が直接申し出るか、Secretary of State, Elections Division, HAVA Complaint, 1500 11th Street, Sacramento, CA 95814宛てに郵送できます。疑いのある違反発生後60日以内または苦情申出者が疑いのある違反に気付いてから90日以内のいずれか遅い方に、苦情を申し出なければなりません。州務長官は必要に応じて複数の苦情を1つにまとめることができます。苦情申出者は意見審査の記録を要請できます。州務長官は意見審査が口頭であるか、または書面による証言に基づくものであるかを決定します。最終判定は苦情申出から90日以内に出される必要があります。違反が判明した場合は適切な救済手段が提供されなければなりません。いずれの場合でも、判定は書面によるものでなければならず、州務長官のウェブサイトに掲示される必要がありますが、サイトでの掲示が犯罪調査や他の法執行を危うくする場合はその範囲ではありません。判定が90日以内に出されない場合、最初の期限である90日中の60日以内に判定を出さなければならない中立の聴聞委員に苦情申出者は照会されます。判定は州務長官のウェブサイトに掲示される必要がありますが、サイトでの掲示が犯罪調査や他の法執行を危うくする場合はその範囲ではありません。

第10節:第I編による支払の影響

第254(a)(10)節、75ページ

州が第I編に基づき支払を受けた場合は、計画で実行するよう提案されている活動に利用可能な助成金額を含めた、その支払が如何にその活動を影響するかについての説明。

HAVA第I編に従い合計8,400万ドルを受領しました。HAVA第101節に基づき受け取った助成金は、HAVA第101(b)(1)(A)~(H)節および第101(c)節に従って使用されており、将来使用されます。HAVA第102節に従って受領する資金は、第102(a)(2)節に従って、2000年総選挙で使用された郡のパンチカード投票システムを交換するために使用されます。したがって、第I編の資金は第II編に従って受領する要件助成金を補足します。

第11節:HAVA州計画管理

第254(a)(11)節、75ページ

計画がFederal Register (連邦公報)で適切に公知、公表されない限り、州が計画管理における重大な変更を行うことができない以外、州が計画の継続的管理を行う方法。

最高選挙管理人としての州務長官は、HAVAの要件遵守をモニターおよび監督するものとします。それを助長するため、州務長官は、以下の事項を義務付けるものとします。

- HAVAにより資金を受領する公式または他の団体は継続的に導入進行報告を行う必要がある。
- 次の段階のための資金を分配する前に、現段階の完了成功の証明を必要とする予定表または他の原則に従って助成金を与える。
- この計画作成に関与したカリフォルニア州計画諮問委員会メンバーを含む、地域の選挙管理人および関心のある個人と団体は、州計画の管理および導入について認められる問題や重要な変更の必要性に関して継続的に意見を求められる。
- 連邦公報で適切に公知、公表されない限り、州計画の管理に重大な変更を加えない。

第12節:州計画における前年度からの変更事項

第254(a)(12)節、75ページ

このサブタイトルに基づき前年度中に州計画が施行されている州の場合、前年度の州計画の変更がこの計画に如何に反映され、前年度の州計画実行に如何に州が成功したかの説明。

該当しません。これはカリフォルニア州計画の初年度です。

第13節:州計画開発委員会

第254(a)(13)節、76ページ

第255節に従って州計画の開発に参加した委員会および同節と第256節の下で委員会が従った手順についての説明。

概説で前述されているように、この計画は多様なカリフォルニア州民をそれぞれ代表する24名の諮問委員会によって作成されました。第255(a)節で義務付けられているように、メンバーには、カリフォルニア州で最も人口密度の高い連邦選挙を実施する管轄区の2つ(ロサンゼルス郡とオレンジ郡)の最高選挙管理人、他の地域の選挙管理人、身障者グループの代表者などを含む利害関係者が含まれました。メンバーおよび略歴の一覧は37ページから始まります。

概要で述べたように委員会は、一般からの意見を聞くために5回の公聴会を開きました。その後、委員会はサクラメントで会議を開き、メンバーは予備計画の内容について州務長官に推奨しました。州務長官は、予備計画草案に当りこれらの推奨および一般からの意見を検討しました。

市民が閲覧し意見を出せるよう予備計画を公表した後、一般のメンバーおよび諮問委員会のメンバーがその他の意見を出しました。州計画の作成に当り、州務長官はこれらの意見を慎重に検討しました。

委員会が従った手順の説明については6ページの概要をご覧ください。

委員会のメンバー



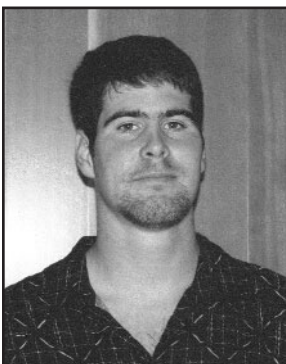
Rob McKay (ロブ・マッケイ)、議長
McKay Foundation (マッケイ基金)

McKay氏は、社会的および経済的な正義を目指す地域社会グループに助成金を提供する、一族が主催の財団であるMcKay Foundationの会長です。初期技術および消費財のメーカーにベンチャー資本を提供するのMcKay Investment Groupの業務執行マネージャでもありません。同氏は投票過程への参加促進についての取り組みにおいてカリフォルニア州で有名です。カリフォルニア州選挙日投票者登録を確立する2政党対策である2002年11月投票での提案52の提案者でした。



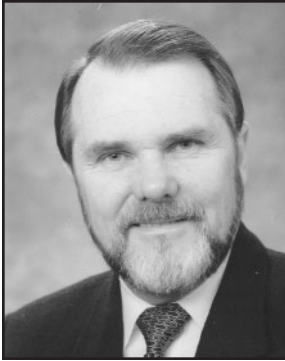
R. Michael Alvarez (マイケル・アルバレス)
Professor of Political Science, Caltech
Caltech/MIT Voting Technology Project
(カリフォルニア工科大学政治学教授
カリフォルニア工科大学/MIT投票技術プロジェクト)

R. Michael Alvarez氏は1992年12月以来カリフォルニア工科大学で政治学を教えています。1986年カールトン・カレッジより政治学学士を、1990年および1992年デューク大学より修士号および博士号をそれぞれ受けました。主に米国における選挙政治についての研究と指導に力を入れています。選挙問題に対する技術ソリューションを研究するカリフォルニア工科大学/MIT選挙技術プロジェクトの共同監督者です。国防省との契約で海外在住者および軍人のためのインターネット投票について研究する「安全電子登録および投票実験」(Secure Electronic Registration and Voting Experiment., SERVE)の主任研究責任者を務めています。Thad Hall (サッド・ホール)氏との共著で「Point, Click and Vote (ポイント、クリック、そして投票)」と呼ばれるインターネット投票の実行可能性についての本の執筆を終えたばかりです。



Harley Augustino (ハーレー・アウグスティノ)
Coalition for a Living Wage (生活賃金同盟)

Harley Augustino氏は、経済的正義方針を推奨し、低所得者の力とリーダーシップを築く、サンタバーバラの労働者と地域社会同盟であるCoalition for a Living Wageの現場主催者です。UCSBの卒業生である同氏は、キャンパスおよび地域社会をベースにした投票者登録および選挙参加について数々の取り組みを行ってきました。1998年にIsla Vista Tenants' Union (イスラヴィスタ居住者組合)を共同創出し、2000年に4年間の任期でイスラヴィスタ・レクリエーションおよび公園地区のディレクターとして選出されました。



Robert Balgenorth (ロバート・バルゲンノース)
State Building and Construction Trades Council
(州建築建設業協議会)

Robert Balgenorth氏は、1993年以来AFL-CIO (米労働総同盟産業別組合会議)のカリフォルニア州State Building and Construction Trades Councilの会長を務めています。200以上の地元建築業組合および地方協議会を代表する同協議会は、州の建設業界で働く約40万人の人々の経済状況、健康、および仕事上の安全の向上に取り組んでいます。1999年、州知事のCommission on Building for the 21st Century (21世紀に向けた構築委員会)に任命され、施設委員会および財務委員会の共同議長を務めています。2002年、労働者投資理事会と、副議長を務めるカリフォルニア州運輸委員会に任命されました。



Ardis Bazyn (アーディス・バズイン)
California Council of the Blind (カリフォルニア州盲人協議会)

Ardis Bazyn氏は、現在ワシントンD.C.にあるAmerican Council of the Blind (米国盲人委員会)の会計担当者、California Council of the Blindの書記、Independent Visually Impaired Entrepreneurs (独立視覚障害者起業家)の初代副会長、およびRandolph Sheppard Vendors of America (米国ランドルフ・シェパード供給業者)の役員会のメンバーです。Bazyn Communications社で意欲向上のきっかけとなる講演者、コーチ、および作者でもあります。数々の記事および本を出版しました。2001年、カリフォルニア州の盲目学生のための小冊子「A Guide to a Successful College Experience (大学経験を成功させるためのガイド)」を編纂しました。数々の事業を経営し、多様なビジネスおよび消費者団体に活動を行っています。



Miguel Contreras (ミゲール・コントレーラス)
Los Angeles County Federation of Labor, AFL-CIO
(ロサンゼルス郡労働総同盟)

Miguel Contreras氏は、Los Angeles County Federation of Labor, AFL-CIOの事務会計局長です。75万名以上の会員を代表し107年の歴史を持つ350の加盟組合総同盟においてラテン系アメリカ人で初めて選出されたリーダーです。ロサンゼルス観光局、ロサンゼルスUnited Way、ロサンゼルス空港委員会もおよびCalifornia Narcotic Addicts Evaluation Authority (カリフォルニア州麻薬中毒者評価局)の理事会メンバーを務めています。過去3年間Hispanic Business Magazineの「最も影響力のあるラテン系アメリカ人100名」に挙げられました。



Francisco Estrada (フランシスコ・エストラダ)
Mexican American Legal Defense and Educational Fund
(MALDEF: メキシコ系アメリカ人法的擁護教育基金)

Francisco Estrada氏は、教育および土地利用問題を取り扱う Mexican American Legal Defense and Educational Fund (MALDEF)のサクラメント事務所の上級政策アナリストです。California Futures Network (カリフォルニア州未来ネットワーク)のSteering CommitteeでMALDEFを代表しています。MALDEFで勤務する前は、下院議員 Bob Filner (ボブ・フリナー)氏の幹部メンバーを長年務めていました。地方自治体および連邦政府レベルで、水、排水、輸送インフラストラクチャプロジェクト、移民、エネルギー、および環境保護を含む数多くの問題に取り組んできました。



Kathay Feng (キャシー・フェング)
Asian Pacific American Legal Center
(APALC: アジア太平洋系アメリカ人法律センター)

Kathay Feng氏は、Asian Pacific American Legal Centerで投票権部門のプログラムディレクターです。投票権、再区画、憎悪犯罪、警察の説明責任、および非差別を含む公民権の多様な分野に取り組んできました。現在、投票権、言語権、および消費者権などの主要政策問題について州全域の支持者ネットワークを作るAPALCの努力に関与しています。Asian Pacific Policy & Planning Council (アジア太平洋系アメリカ人政策および計画委員会)、カリフォルニア州州務長官のAdvisory Committee on Voter Participation and Outreach (投票者参加およびアウトリーチ諮問委員会)、ロサンゼルス郡Human Relations Commission (人間関係委員会)、LAPD警察署長APIフォーラム、Asian Pacific American Police Advisory Council (アジア太平洋系アメリカ人政策諮問委員会)、Organization of Chinese Americans (中国系アメリカ人組織)、およびNational Asian Pacific American Women's Forum's (全米アジア太平洋系アメリカ女性フォーラム)のロサンゼルス理事会メンバーを務めてきました。



Rosalind Gold (ロザリンド・ゴールド)
National Association of Latino Elected and Appointed
Officials (NALEO: 全米ラテン系アメリカ人選出指名役人協会)
Educational Fund (教育基金)

Rosalind Gold氏は、NALEO Educational Fundで政策、研究、擁護部門の上席ディレクターを務め、帰化に関する政策分析と研究、およびこの団体が進めるラテン系アメリカ人の政治的権利強化について10年以上にわたり取り組んできました。選挙改革、10年ごとの人口調査、移民局官僚主義の再構成を含む領域が専門です。ハーバード大学法律学部より法律博士号を、カリフォルニア州クレアモントにあるポノマ・カレッジより学士号を取得しました。



Margaret Jakobson (マーガレット・ジャコブソン)
Protection & Advocacy, Inc. (PAI)

Margaret Jakobson氏は16年間カリフォルニア州のProtection and Advocacy, Inc. (PAI)に勤務しています。6年間発達障害者を、その後は身体、精神、および感覚の障害者を専門とする弁護士でした。特殊教育問題、発達障害サービスシステムの利用資格、および公共輸送訴訟を含む身体障害アメリカ人法の訴訟などが専門です。1999年にオークランド事務所の主幹弁護士となり、2001年にサンディエゴに移るまでその役職を務めました。サンディエゴで新しいPAI支社を設立し、その事務所で主幹弁護士となり、特殊教育問題、身体障害アメリカ人法の訴訟、公共輸送法、投票権、および身障者のための他のサービスおよび公民権の擁護を専門としています。



Cyndi Jones (シンディー・ジョーンズ)
Exploding Myths, Inc.

Cyndi Jones氏はExploding Myths, Inc.の社長です。障害者の権利の擁護者として40年以上の経験があります。出版者として、4ページの地元ニュースレターを、全米障害者を対象にした受賞雑誌MAINSTREAM Magazineに成長させました。1993年マスメディアであまり代表されていないグループについてのFreedom Forum (フリーダム・フォーラム)でのNew Directions for News (ニュースの新しい方向)会議を含め、全米でマスメディアおよび障害者問題における多くのパネルを務めています。



Laura Kerr (ローラ・カー)
California State Student Association
(カリフォルニア州学生協会)

Laura Kerr氏はCalifornia State Student Associationの政府関係ディレクターです。1998年以来、州全域の学生擁護および高等教育政策に積極的に関わってきました。同協会の登録ロビイストで、CSU学生に影響し、カリフォルニア州の高等教育政策を形作る政策展開、人物、および機関を密接にモニターしています。同協会の投票者登録、投票者教育、投票促進キャンペーンをコーディネートしたり、California Youth Vote Coalition (カリフォルニア州若者投票同盟)への幹部連絡役です。2001年にハンボルト州立大学を卒業しました。



Geoffrey Kors (ジェフリー・コース)
Equality California (EQCA: 平等カリフォルニア)

Geoffrey Kors氏は、カリフォルニア州のレズビアン、ゲイ、両性愛、トランスジェンダのためのロビー団体であるEquality California (EQCA)の事務局長です。Equality Californiaは以前California Alliance for Pride and Equality (CAPE: カリフォルニア州尊厳と平等同盟)として知られていました。スタンフォード大学法律学部の卒業生で、20年間LGBT社会で活動してきました。EQCAに参加する前は、ゲイの権利を主に取り扱うWotman, Kors & Clouiter, LLP法律事務所のパートナーでした。ゲイおよびレズビアンの権利およびAIDSと、イリノイ州ACLUのCivil Liberties Projects (市民的自由プロジェクト)の両方のディレクター、およびサンフランシスコ主事Leslie Katz (レスリー・カッツ)の主席補佐官を務めてきました。現在カリフォルニア州下院議会の議案であるAB 17の基礎となるサンフランシスコの均等特権条例を立案しました。



Cynthia McClain-Hill (シンシア・マクレーンヒル)
National Association of Women Business Owners
(NAWBO: 全米女性経営者協会)

Cynthia McClain-Hill氏は、ロサンゼルス弁護事務所McClain-Hill Associatesの創設者および社長です。同弁護事務所は、土地利用、計画と環境法、公法と行政法、および政策開発と擁護を専門としています。現在、National Health Foundation (全米健康基金)の理事会メンバー、ロサンゼルスNational Association of Women Business Ownersの選出会頭、UCLA Foundation Board of Councilorsのメンバーを務め、女性および少数派の機会向上を目的とする慈善団体のホストを支援しています。以前はCalifornia Fair Political Practices Commission (カリフォルニア州政治活動委員会)のメンバーを、現在はカリフォルニア州知事指名のCalifornia Coastal Commission (カリフォルニア州海岸委員会)のメンバーを務めています。



Conny McCormack (コニー・マコーマック)
Los Angeles County Registrar-Recorder/County Clerk
(ロサンゼルス郡登録局・記録局/郡主事)

Conny McCormack氏はロサンゼルス郡登録局・記録局/郡主事です。投票者の登録者として、400万人以上の登録投票者と5,000の選挙区のある全米最大の選挙管轄区で選挙を実施する責任があります。連邦、州、および郡の選挙を行い、契約を介して、88市、100学校区、および149特別区の地域選挙を実施、支援します。ロサンゼルス投票者の登録人になる前は、1987~1994年にサンディエゴで投票者の登録人を、1981~1987年にテキサス州ダラス郡で選挙管理人を務めました。さらに、5ヶ国において国際選挙コンサルタントを務めました。



Eliseo Medina (イリセオ・メディナ)
Organization of Los Angeles Workers
(OLAW: ロサンゼルス労働者団体)

Eliseo Medina氏はロサンゼルスを拠点とするService Employees International Union (SEIU: サービス社員国際組合)の国際上席副組合長です。西海岸で最も速く成長している組合で、カリフォルニア州および全米で最大の組合であるSEIUの創設に助力しました。1996年、150万名のメンバーを持つSEIUで初めてメキシコ系アメリカ人としてトップリーダーの地位に選出されました。移民労働者の権利およびヘルスケアの利用など共通の配慮事項に取り組むために、カソリック協会と労働者運動との連携強化に役立ちました。



Vigo G. (Chip) Nielsen, Jr.
(ビゴ・G・チップ・ニールセン、ジュニア)
Nielsen, Merksamer, Parrinelo, Mueller & Naylor, LLP

Chip Nielsen氏は、連邦およびカリフォルニア州の選挙運動、イニシアチブ、利害衝突のロビー、および非営利法における有名な専門家です。同弁護士事務所は、50全州において選挙運動、ロビー、および贈与の法律を専門とします。Practicing Law Institute (開業弁護士協会)の例年セミナーの共同議長を、また「Corporate Political Activities (法人の政治活動)」(1978年～現在)についての判例書の共同編集者でもあります。カリフォルニア大学バークレー校政府研究所の諮問委員会のメンバーを務めています(1993年～現在)。州知事Pete Wilson (ピート・ウィルソン)委員会(1989～1999年)、上院議員Pete Wilson 委員会(1981～1991年)、サンフランシスコ市長Art Agnos (アート・アグノス)(1987～1991年)、サンフランシスコ市長George Moscone (ジョージ・モスコン)(1975～1978年)の法律顧問を務めました。



Art Pulaski (アート・プラスキー)
California Labor Federation, AFL-CIO
(カリフォルニア州労働者連合)

Art Pulaski氏はCalifornia Labor Federation、AFL-CIOの事務会計局長です。在任中、同連合の地位とメンバー数が2倍になりました。「We Do the Work」の会長として、全米放映の人気のあるPBSシリーズの製作にも助力しましたCouncil for Economic and Environmental Balance (経済と環境の均衡委員会)、Labor Project for Working Families (働く家族の労働プロジェクト)、State Workforce Investment Board (州労働力投資委員会)、およびCommission on Building for the 21st Century (知事の21世紀に向けた構築委員会)、およびPotomac Board of Governors (知事のポトマック委員会)の理事会メンバーを務めています。



Ann Reed (イン・リード)

President, California Association of Clerks and Elections Officials and the Shasta County Registrar of Voters (カリフォルニア州主事および選挙管理人協会)会長およびシェスタ郡投票者登録人

Ann Reed氏はCalifornia Association of Clerks and Elections Officialsの現会長です。シェスタ郡主事/投票者登録人で1982年に最初に選出されました。選出前は、1978年以来シェスタ郡副主事/投票者登録人で、1963年以来同役職を務めています。



Steve Rodermund (スティーブ・ロダーマンド)

Orange County Registrar of Voters (オレンジ郡投票者登録人)

Steve Rodermund氏はオレンジ郡投票者登録人です。オレンジ郡はカリフォルニア州で第2位に人口の高い郡で、130万名の登録投票者がおり、英語、中国語、韓国語、スペイン語、およびベトナム語による言語支援を必要としています。オレンジ郡は現在パンチカード投票システムをHart DREシステムと交換中で、郡全域での導入は2004年3月です。Rodermund氏は1992年に退役しました。以来、オレンジ郡運輸局、およびオレンジ郡行政部で多様な役職についてきました。



Arturo Rodriguez (アーツロ・ロドリゲス)

United Farm Workers of America, AFL-CIO (米国農作業者団)

Arturo Rodriguez氏はUnited Farm Workers of America, AFL-CIOの会長です。1993年に亡くなったCesar Chavez (シーザー・チャベス)氏が創設した組合活動を会長として続けています。Rodriguez氏はChavez氏の会長の座を引き継ぎました。1969年以来組合とその使命に活発に取り組んできました。1995年、AFL-CIOを統括する執行委員会に選出されました。



Marion Taylor (マリオン・テラー)
League of Women Voters of California
(カリフォルニア州女性投票者同盟)

Marion Taylor氏はLeague of Women Voters of Californiaの管理ディレクターです。1968以来League of Women Votersのメンバーであり、同盟の投票者サービスに積極的に取り組み、特に州全域の投票方法の利点と欠点について発表したり、立候補者討論会の司会を務めたりしてきました。特定の住所のための投票用紙を閲覧したり、選挙管理人、立候補者、新聞、および超党派ウェブサイトからの情報を統合する同盟のオンラインガイドSmart Voterに情報を提供しています。カリフォルニア大学サンタクルーズ校で25年間司書を務めました。



Ted Wang (テッド・ワング)
Chinese for Affirmative Action (CAA: 中国人のための差別撤廃活動)

Ted Wang氏はChinese for Affirmative Action (CAA)の政策担当ディレクターで、アジア系アメリカ人に影響する公民権問題の擁護を監督し、低所得者の職業トレーニングを指導しています。カリフォルニア州において州および地方自治体の両レベルで多数の移民法および公民権法の草案を作成し、連邦投票権法および米国投票者登録法における訴訟を起こし、VRA第203節通訳・翻訳要件について地方での導入計画、およびサンフランシスコ郡刑務所で選挙資格のある囚人が投票可能となる手続の作成に助力しました。CAAに加わる前は、サンフランシスコ湾地域のLawyers' Committee for Civil Rights (弁護士公民権委員会)の幹部弁護士でした。



Geraldine Washington
(ジェラルディン・ワシントン)博士
National Association for the Advancement of Colored People (NAACP: 全米有色人種地位向上協会)

Geraldine Washington博士はロサンゼルスNAACPの会長です。NAACP支部の会長および副会長、Women In NAACPの会長および副会長、9つの西部州、日本、ドイツ、および韓国からなるI地区のWinコーディネータを務めてきました。ロサンゼルス郡EEOC諮問委員会、Media Image Coalition (メディアイメージ連合、の人間関係小委員会)、およびAfrican American Jewish Leadership Connection (アフリカ系アメリカ・ユダヤ人リーダーシップ・コネクション)を務めています。

卷末注

巻末注

- ¹ ジョージ・マンソン大学Michael P. McDonald博士による推定投票率、http://elections.gmu.edu/voter_turnout.htmを参照。
- ² 2003年2月10日、州務長官、登録報告書。
- ³ 選挙法律集 § 10、政府法律集 § 121725。
- ⁴ 2003年2月10日、州務長官、登録報告書。
- ⁵ 2001年統計、c. 922 (AB 1520-Shelley)。
- ⁶ 公法107～252。
- ⁷ 受け取ったすべての意見、公聴会に関して作成されたすべての文書およびその他の書類は1500 11th Street, 5th Floor, Sacramento, California 95814のカリフォルニア州州務長官事務所選挙部で閲覧可能。
- ⁸ 受け取ったすべての意見、州計画に関して作成されたすべての文書およびその他の書類は1500 11th Street, 5th Floor, Sacramento, California 95814のカリフォルニア州州務長官事務所選挙部で閲覧可能。
- ⁹ 参照ページ番号はカリフォルニア州州務長官ウェブサイトwww.ss.ca.govで掲示されている、HAVA最終版のページ。
- ¹⁰ それ以外記載されていない限り、すべての編番号はHAVAのものである。
- ¹¹ 選挙法律集第10節、政府法律集第121725節。
- ¹² 選挙法律集第10節、政府法律集第121725節。
- ¹³ 選挙法律集第10節、政府法律集第121725節。
- ¹⁴ 特定の状況において、州は2006年1月1日まで要件の免責を要求できる。免責要求の期限は2004年1月1日。
- ¹⁵ 選挙法律集第10節、政府法律集第121725節。
- ¹⁶ 発効日は第303(d)(1)(A)節または第(B)節の適用によって変化する。
- ¹⁷ 選挙法律集第10節、政府法律集第121725節。
- ¹⁸ 選挙法律集第10節、政府法律集第121725節。
- ¹⁹ これはカリフォルニア州がHAVAに遵守した州全域投票者登録データベースを設置していないことを想定。
- ²⁰ 選挙法律集第10節、政府法律集第121725節。
- ²¹ 選挙法律集第10節、政府法律集第121725節。
- ²² これはHAVA第257(a)(1)節が2003年度について許可する14億ドルではなく、総支出金8億3,000万ドルを想定。後続する年度の支出金については想定していない。

myVote
COUNTS

www.myvotecounts.org